

# 国民健康保険税納税通知書の 発送・軽減制度

## ◆納税通知書の発送

平成24年度の国民健康保険  
税納税通知書は、7月中旬に  
発送します。第1期の納期限  
は7月31日(火)です。税率や限度  
額は昨年度と変更ありません。

なお、昨年度に特別徴収  
(年金からの天引き)で納付  
いただいた方でも、今年  
度から普通徴収(納付書また  
は口座振替による納付)に変  
更となっている場合があります  
ので、必ず納税通知書を確認  
ください。

## ◆非自発的離職者の軽減

会社の倒産や雇止めなど、  
非自発的な理由により離職し  
た方に対する国民健康保険税  
の軽減制度があります。

## 平成24年度後期高齢者 医療制度保険料額が決定

後期高齢者医療制度の平成  
24年度保険料額が決定しま  
す。7月中旬に保険料額の決定  
通知書が届きますので、確認  
ください。

なお、昨年度に年金から天  
引きで納付いただいた方で  
も、今年度から納付書または  
口座振替による納付に変更と  
なっている場合がありますの  
で、必ず決定通知書をご確認  
ください。

## △保険料の支払い方法

年額18万円以上の年金を受  
け取っている方は、原則、年  
金から保険料が天引きされま  
す(特別徴収)。

※複数の年金を受給中の場合  
は、年金収入の合計額ではな  
く、1種類の年金で判定して  
おり、特別徴収される年金は、  
介護保険料が引かれていた年  
金と同じものになります

## ◆納付書で保険料を支払う方

①年金の受け取りが年額18万  
円未満の方  
②介護保険料と合わせた保険  
料額が年金の受け取り額の2

の軽減制度があります。  
▼対象は次のすべてに該当す  
る方  
・平成21年3月31日以降に非  
自発的理由により離職し、離職  
の時点で65歳未満であること。  
・公共職業安定所(ハロー  
ワーク)が発行する雇用保険  
受給資格者証をお持ちで、次  
の①または②として失業給付  
を受ける方

①雇用保険の特定受給資格者  
(雇用保険受給資格者証の離  
職理由コードが11・12・21・  
22・31・32の方)

②雇用保険の特定理由離職者  
(雇用保険受給資格者証の離  
職理由コードが23・33・34の  
方)

※高年齢受給資格者証または  
特例受給資格者証をお持ちの  
方は対象となりません  
▼軽減内容は対象者の給与所  
得を100分の30とみなして  
税額を算定

※対象者の給与所得以外の所  
得や、他の被保険者の所得は  
軽減の対象となりません

個人単位で計算しています。  
なお、次の要件に該当する  
方は、保険料が軽減されま  
す。

## ◆均等割額の軽減

①世帯の総所得金額が基礎控  
除額(33万円)+35万円×世帯  
の被保険者数を超えない世帯  
↓均等割額が2割軽減されます  
②世帯の総所得金額が基礎控  
除額(33万円)+24万5千円×  
世帯の被保険者数(被保険者  
である世帯主を除く)を超え  
ない世帯  
↓均等割額が5割軽減されます  
③世帯内の75歳以上の方全員  
と世帯主の所得金額の合計額  
が33万円以下の世帯  
↓均等割額が85割軽減されます  
④③に該当し世帯内の75歳以  
上の方全員の年金収入が80万  
円以下で他の所得がない世帯  
↓均等割額が9割軽減されます

## ◆所得割額の軽減

基礎控除後の総所得金額が  
58万円以下の方(年金収入の  
みの場合153万円〜211  
万円まで)  
↓所得割額が9割軽減されます  
①所得割額が9割軽減されま  
す  
②所得割額が9割軽減されま  
す

## ◆被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度に加入  
する直前に被用者保険(国民  
健康保険以外の健康保険等)

## △保険料の軽減

保険料は加入者全員が負担  
する「均等割額(37,40  
0円)」と所得に応じて負担  
する「所得割額(所得割率  
7.29%)」を合計して、

## 被保険者証は大切に

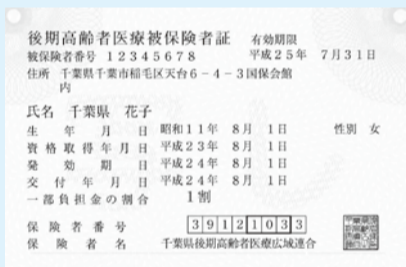
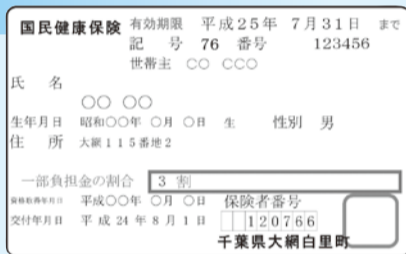
国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証は、8月に更新されます。

新しい被保険者証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日からご使用ください。有効期限を過ぎた被保険者証は役場に返却するか、破棄してください。

1人1枚のカード式になっていますので、携帯に便利ですが紛失する方も増えています。被保険者証を紛失した場合は再発行できますが、重要なものなので大切に管理してください。

▶新しい被保険者証の有効期限=8月1日から1年間  
※短期被保険者証は除く

問住民課国保年金班  
☎(70)0334



▼対象期間は離職日の翌日の  
属する月から翌年度末まで  
※社会保険等への加入により  
国民健康保険の資格を喪失す  
ると、軽減は終了となります  
が、再就職しても引き続き国  
民健康保険の被保険者である  
場合は軽減の対象となります  
▼申請方法は雇用保険受給資  
格者証、認印、身分証を持参  
のうえ、住民課または税務課  
で申請

問税務課住民税班  
☎(70)0321

## ねんきんナビ

### 国民年金保険料の免除制度

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が公的年金に加入することを義務付けられています。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。国民年金の平成24年度の保険料は14,980円ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請することにより保険料の納付が免除されます。

この制度を利用する場合は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ一定の基準以下であることが条件です。ただし、一部免除制度は、納付すべき保険料が未納の場合は、免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金受給資格期間に含まれませんので、必ず保険料を納付していただく必要があります。

#### 免除申請の対象となる所得の目安・納付額

扶養人数	全額免除	一部免除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
3人(夫婦、子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
1人(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
扶養なし	57万円	93万円	141万円	189万円

免除申請の始期と終期は、7月から翌年6月までで、原則として毎年申請が必要です。そのため免除等の承認を受けている方が、引き続き免除の申請をする場合は、7月以降に申請が必要です。なお、全額免除または若年者納付猶予を承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

このほか、次の制度があります。  
▶若年者納付猶予制度=30歳未満の方  
▶学生納付特例制度=学生の方  
▶法定免除=障害年金受給者または生活保護の方  
問住民課国保年金班 ☎(70)0334

## 高齢者の 相談窓口

## 地域包括支援センターだより

### ～在宅介護支援センターの活動から～

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの相談窓口として、町から委託を受けて活動しています。

今回、在宅介護支援センターの活動から、身近な方の「気付き」が早い対応につながったものを紹介します。

少しずつの体調の悪化や体力の低下などは、本人や同居の家族は気付きにくいもの。気付くのは、定期訪問する民生委員、久しぶりに会う友人、親戚などです。「あれ、大丈夫？」という小さな気付きが、生活の維持につながることは少なくありません。もし近くに気になる方がいたら、そのままにせずに相談してください。

◆事例① 独居の男性を定期訪問していた民生委員から、「体調が徐々に悪化しているが本人が受診を拒否、このままでは心配」と連絡をいただきました。訪問し、どういった生活をしたか、ご本人の気持ちを確認し、望む生活をするにはまず体調を整えること、そのために受診することを納得いただきました。すぐに入院となりましたが、対応が早かったため早めに退院でき、現在は介護保険サービスを使って、自宅での生活を続けています。

◆事例② 独居の女性と共通の趣味活動をしていた友人から、「最近、以前のような元気がなく心配」と連絡をいただきました。訪問してみると、自分のことはできていたのですが、できることが徐々に減ってきていることが分かってきました。今の状態を維持するため、介護保険サービスを使い始め、変わらず元気に過ごされています。

在宅介護支援センターは、地域と高齢者をつなぐ窓口として、日常生活に関するさまざまな相談をお受けしています。お気軽に相談ください。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています  
問地域包括支援センター ☎(70)0439 FAX(70)1093  
在宅介護支援センターおおみ緑の里 ☎(73)5146  
在宅介護支援センター杜の街 ☎(70)1666  
※今月の出張相談(白里公民館)は6日(金)と20日(金)13時30分から15時30分です